

別表 2

< 事業活動収支計算書勘定科目の説明 >

中区分の科目については、適当な科目を追加又は省略することができる。なお、必要に応じて細分することができる。

1. 収入の部

科目区分		説明
大区分	中区分	
< 事業活動収入 >		
[介護保険収入]	介護保険収入	介護保険制度に基づく報酬等をいう。
[利用料収入]	利用料収入	利用者からの利用料(代理受領を含む。)による収入をいう。 (利用者負担金を除く。)
	利用者負担金収入	契約に伴う施設利用料のうち、利用者本人の負担による収入をいう。
[措置費収入]	事務費収入 事業費収入	措置費支弁額中の人件費及び管理費にかかる収入をいう。 措置費支弁額中の入所者の処遇に必要な一般生活費等にかかる収入をいう。
[運営費収入]	運営費収入	保育所等における保育の実施等に関する運営費収入をいう。
[私的契約 利用料収入]	私的契約利用料収入	措置施設等における私的契約に基づく利用収入をいう。
[事業収入]	事業収入	事業の内容を示す名称を付した科目で記載する。
[経常経費 補助金収入]	経常経費補助金収入	経常経費にかかる地方公共団体からの補助金収入をいう。
[寄附金収入]	寄附金収入	経常経費に対する寄附金品をいう。
[雑収入]	雑収入	事業活動収入で他のいずれの収入科目にも属さない収入をいう。
[借入金元金償還 補助金収入]	借入金元金償還 補助金収入	設備資金借入金元金償還にかかる地方公共団体からの補助金収入をいう。
[引当金戻入]	徴収不能引当金戻入 退職給与引当金戻入 引当金戻入	徴収不能引当金の戻入額をいう。 退職給与引当金の戻入額をいう。 その他の引当金の戻入額をいう。
[国庫補助金等特 別積立金取崩額]		会計基準第34条第1項に規定された国庫補助金等特別積立金の取崩額をいう。
< 事業活動外収入 >		
[借入金利息 補助金収入]	借入金利息補助金 収入	設備資金借入金利息にかかる地方公共団体からの補助金収入をいう。
[受取利息 配当金収入]	受取利息配当金収入	預貯金、有価証券、貸付金等の利息及び配当金等の収入をいう。

科目区分		説明
大区分	中区分	
〔会計単位間 繰入金収入〕	公益事業会計繰入金 収入 収益事業会計繰入金 収入	公益事業会計からの繰入金収入をいう。 収益事業会計からの繰入金収入をいう。
〔経理区分間 繰入金収入〕	経理区分間繰入金 収入	社会福祉事業会計内における他の経理区分からの繰入金収入を いう。
〔投資有価証券売 却益(売却収入)〕	投資有価証券売却益 (売却収入)	投資有価証券を売却した場合の売却益又は売却収入(収入総額) をいう。売却収入を計上した場合には、事業活動支出の部に売 却原価を計上する。
〔有価証券売却 益(売却収入)〕	有価証券売却益 (売却収入)	有価証券を売却した場合の売却益又は売却収入(総収入額)をい う。売却収入を計上した場合には、事業活動支出の部に売却原 価を計上する。
< 特別収入 >		
〔施設整備等 補助金収入〕	施設整備補助金収入 設備整備補助金収入	施設整備にかかる地方公共団体等からの補助金収入をいう。 設備整備にかかる地方公共団体等からの補助金収入をいう。
〔施設整備等 寄附金収入〕	施設整備等寄附金 収入 施設整備等借入金 償還寄附金収入	施設整備及び設備整備にかかる寄附金をいう。 施設整備及び設備整備にかかる借入金の償還にかかる寄附金を いう。
〔固定資産売却 益(売却収入)〕	器具及び備品売却益 (売却収入) 車輛運搬具売却益 (売却収入) 売却益 (売却収入)	器具及び備品を売却した場合の売却益又は売却収入(収入総額) をいう。売却収入を計上した場合には特別支出の部に器具及び 備品売却原価を計上する。 車輛運搬具を売却した場合の売却益又は売却収入(収入総額)を いう。売却収入を計上した場合には特別支出の部に車輛運搬具 売却原価を計上する。 売却資産の名称等売却の内容を示す名称を付した科目で記載す る。
〔国庫補助金等特 別積立金取崩額〕		会計基準第34条第2項に規定された国庫補助金等特別積立金の 取崩額をいう。

2.支出の部

科目区分		説明
大区分	中区分	
<事業活動支出>		
〔人件費支出〕	役員報酬 職員俸給 職員諸手当 非常勤職員給与 退職金 退職共済掛金 法定福利費	役員に支払う報酬、諸手当をいう。 常勤職員に支払う俸給をいう。 常勤職員に支払う諸手当をいう。 非常勤職員に支払う給与をいう。 法人の職員退職給与制度により退職給与として支払う金額をいう。 法人が加入している退職共済制度に基づいて法人が負担する掛金をいう。 法令に基づいて法人が負担する健康保険料、厚生年金保険料、雇用保険料等の費用をいう。
〔事務費支出〕		本部及び施設の運営事務に要する人件費以外の費用をいう。
	福利厚生費 旅費交通費 研修費 消耗品費 器具什器費 印刷製本費 水道光熱費 燃料費 修繕費 通信運搬費 会議費 広報費 業務委託費 手数料 損害保険料 賃借料 租税公課 費 雑費	役職員の健康診断その他福利厚生のための費用をいう。 業務に係る役職員の出張旅費及び交通費をいう。 役職員に対する教育訓練に直接要した費用をいう。 事務に必要な用紙、文房具等の消耗品のうち、固定資産の購入に該当しないものの消費額をいう。 事務に必要な器具什器のうち、固定資産の購入に該当しないものの消費額をいう。 事務に必要な書類、諸用紙、関係資料などの印刷代及び製本代をいう。 事務用の電気、ガス、水道等の使用料をいう。 事務用の灯油、重油等の燃料及び自動車用燃料費をいう。 建物、器具及び備品等の修繕又は模様替の費用をいう。建物、器具及び備品等を改良し、耐用年数を延長させるような資本的支出を含まない。 電話、電報、ファックスの使用料及び切手代、葉書代その他通信・運搬に要する費用をいう。 会議時における茶菓子代、食事代等をいう。 法人の広告料、パンフレット作成費等の諸費用をいう。 洗濯、清掃、夜間警備及び給食(給食材料費を除く。)など施設の業務の一部を他に委託するための費用をいう。 役務提供にかかる費用のうち、業務委託費以外のものをいう。 建物、器具及び備品等にかかる損害保険契約に基づく保険料をいう。 事務に必要な器具及び備品、会場等の賃料をいう。 法人が負担する租税公課をいう。 費用の内容を示す名称を付した科目で記載する。 事務費のうち他のいずれにも属さない費用をいう。
〔事業費支出〕		利用者の処遇に直接要する費用をいう。
	給食費 保健衛生費 被服費 教養娯楽費 日用品費	食材及び食品の費用をいう。(なお、給食業務を外部委託している施設にあっては、材料費を計上すること。) 施設内医療に要する医薬品等の購入費及び利用者の健康診断の実施、施設内の消毒等に要する費用をいう。 利用者の衣類、寝具等を購入するための費用をいう。 利用者のための新聞雑誌等の購読、娯楽用品の設備購入及び行楽演芸会等の実施のための費用をいう。 利用者に現物で給付する身のまわり品、化粧品などの日用品の費用をいう。

科目区分		説明
大区分	中区分	
〔減価償却費〕 〔徴収不能額〕 〔引当金繰入〕	保育材料費	保育に必要な文具材料、絵本等の費用及び運動会等の行事を実施するための費用をいう。
	本人支給金	利用者に小遣いその他の経費として現金支給した額をいう。
	水道光熱費	利用者に直接必要な電気、ガス、水道等の使用料をいう。
	燃料費	利用者に直接必要な灯油、重油等の燃料及び自動車用燃料をいう。
	消耗品費	利用者処遇に直接使用する消耗品のうち、固定資産の購入に該当しないものの消費額をいう。
	器具什器費	利用者処遇に直接使用する器具什器のうち、固定資産の購入に該当しないものの消費額をいう。
	賃借料	利用者が利用する器具及び備品等の賃料をいう。
	教育指導費	利用者に対する教育訓練に直接要した費用をいう。
	就職支度費	児童等の就職に際し必要な被服寝具類の購入に要した費用をいう。
	医療費	利用者が傷病のために医療機関等で診療等をうけた場合の診療報酬等をいう。
	葬祭費	利用者が死亡した場合の葬祭に要した費用をいう。
	費	費用の内容を示す名称を付した科目で記載する。
	雑費	事業費のうち他のいずれにも属さない費用をいう。
	減価償却費	会計基準第26条による減価償却の額をいう。
	徴収不能額	金銭債権のうち徴収不能として処理した額をいう。
	退職給与引当金繰入	会計基準第28条により退職給与引当金に繰入れる額をいう。
	徴収不能引当金繰入	会計基準第27条により徴収不能引当金に繰入れる額をいう。
	引当金繰入	会計基準第29条によりその他の引当金に繰り入れる額をいう。
		具体的な内容を示す名称を付した科目で記載する。
＜事業活動外支出＞		
〔借入金利息支出〕	借入金利息支出	設備資金借入金、長期運営資金借入金及び短期運営資金借入金の利息をいう。
〔経理区分間繰入金支出〕	経理区分間繰入金支出	社会福祉事業会計における他の経理区分への繰入金支出をいう。
〔投資有価証券売却損(売却原価)〕	投資有価証券売却損(売却原価)	投資有価証券を売却した場合の売却損をいう。売却原価を計上した場合には、事業活動外収入の部に投資有価証券売却収入を計上する。
〔有価証券売却損(売却原価)〕	有価証券売却損(売却原価)	有価証券を売却した場合の売却損をいう。売却原価を計上した場合には、事業活動外収入の部に有価証券売却収入を計上する。
〔資産評価損〕	有価証券評価損	会計基準第25条に規定された評価損をいう。具体的な名称を記載する。
＜特別支出＞		
〔基本金組入額〕	1号基本金組入額 2号基本金組入額 3号基本金組入額	会計基準第31条第1号に規定された基本金の組入額をいう。 会計基準第31条第2号に規定された基本金の組入額をいう。 会計基準第31条第3号に規定された基本金の組入額をいう。

科目区分		説明
大区分	中区分	
〔固定資産売却損・処分損(売却原価)〕	器具及び備品売却損・処分損(売却原価)	器具及び備品を売却又は処分した場合の売却損又は処分損をいう。売却原価を計上した場合には特別収入の部に器具及び備品売却収入を計上する。
	車輛運搬具売却損・処分損(売却原価)	車輛運搬具を売却又は処分した場合の売却損又は処分損をいう。売却原価を計上した場合には特別収入の部に車輛運搬具売却収入を計上する。
	売却損・処分損(売却原価)	売却又は処分した資産の名称等、売却損又は処分損の内容を示す名称を付した科目で記載する。
〔国庫補助金等特別積立金積立額〕		会計基準第33条に規定された国庫補助金等特別積立金の積立額をいう。

3. 繰越活動収支差額の部

科目区分		説明
大区分	中区分	
〔基本金取崩額〕		会計基準第32条に規定された基本金の取崩額をいう。
〔基本金組入額〕	4号基本金組入額	会計基準第31条第4号に規定された基本金の組入額をいう。
〔その他の積立金取崩額〕	積立金取崩額	会計基準第35条第3項及び第4項に規定されたその他の積立金の取崩額をいう。
〔その他の積立金積立額〕	積立金積立額	会計基準第35条第1項に規定されたその他の積立金の積立額をいう。